

平成31年4月吉日

お客さま各位

西中国信用金庫

改元・10連休にかかる対応について

平素は、格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新天皇陛下の御即位に祝意を表し、今年は、4月27日(土)から5月6日(月)までの10日間は休日となることにより、当金庫では、お客さまにご不便をお掛けすることのないよう準備を進めておりますが、一部の業務で止むを得ずお客さまにお手数をお掛けする場合がございますので下記のとおり「Q&A」でお知らせいたします。

また、改元を名目とした詐欺事件や盗難事件も増えていますので、被害に遭われないように注意していただきますようお願いいたします。

記

1. 改元・10連休に伴う注意事項Q&A

Q1 改元に伴い、キャッシュカードや証書等を切り替えるようなことはありますか？

A1 切替え等のお手続きは、特にございませぬ。

銀行員や全国銀行協会職員を装い、改元を理由にキャッシュカードを**だまし取るうとする詐欺**が増加しています。

当金庫職員がキャッシュカードを預かることや暗証番号をお聞きすることはありませぬのでご注意ください。

Q2 キャッシュカード、通帳等の紛失や盗難等の被害に遭った場合、どこに連絡したらいいですか？

A2 「しんきんサービスセンター」(TEL:082-252-6875)へご連絡ください。

なお、キャッシュカードをお持ちのお客さまは、テレフォンバンキングコールセンター(TEL:0120-20-1781)でも事故届けのお手続きが可能です。

※再発行等のお手続きは、5月7日(火)以降、お取引店窓口で承ります。

2. 改元に伴うQ&A

Q1 「平成」表記の手形・小切手や帳票・書式類は、そのまま使用できますか？

A1 平成31年5月以降もそのままご使用いただけます。
新元号を使用する場合は、「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。
訂正印は不要です。

【例】平成31年5月7日

令和

令和

~~平成~~1年5月7日 または ~~平成~~元年5月7日

※元号の訂正がない場合は、「新元号」に読替えます。

※現在、流通中の手形・小切手は、5月以降も通常通りお取扱いいたします。

Q2 新元号の手形・小切手を改元後すぐに使用したいのですが、いつ申し込んだらいいですか？

A2 平成31年4月12日（金）以降の「手形・小切手帳」お申込分から新元号（令和）で発行いたします。

4月に新元号（令和）で発行された手形・小切手をご使用される場合は、上記「Q1」のように元号訂正願います。

3. 10連休に伴うQ&A

Q1 4月30日（火）、5月1日（水）、5月2日（木）は、窓口の営業をしていますか？また、インターネットバンキングで振込はできますか？

A1 4月30日（火）、5月1日（水）、5月2日（木）は、「即位の日」、「国民の休日」となり祝日になることから窓口の営業は、休止いたします。
したがって、インターネットバンキングも祝日運用となるため、お振込みはできません。残高照会や予約振込等の操作は可能です。

Q2 10連休中にATMは利用できますか？

A2 当金庫ATM（休日稼働ATM）、セブン銀行ATM、ゆうちょ銀行ATM、ビューアルッテATMのほか提携金融機関ATM等でご利用いただけます。

※当金庫ATMで4月27日（土）午後2時以降のお引出しには、**休日手数料がかかります。**

※1日当りの**利用限度額は、「100万円」**です。

利用限度額の引き上げをご希望されるお客さまは、事前にお取引店へお申し出ください。

Q 3 10連休に伴い、信用金庫との取引に影響はありますか？

A 3 10連休前後の窓口は、混雑が予想され、通常よりも取引完了にお時間を頂戴する場合がございます。お振込み等のお手続きは、出来る限り余裕を持ったご来店をお勧めいたします。特に連休前後を指定日とする「総合振込」、「給与振込」、「預金口座振替」、「税公金納付」などは、**早目のお持込み**をお願いいたします。また、「残高証明書」の発行、「満期案内」等のダイレクトメールの発送、キャッシュカードの発行等の処理が遅れる場合がございますので、ご理解願います。

Q 4 10連休中に振込はできますか？

A 4 10連休中は、**窓口でのお振込はできません**。ATMでお振込み手続きをお願いします。

※お振込み先の金融機関、お受取人さまの口座の状況によっては、即時のご入金ができない場合がございますので、ご注意ください。

Q 5 4月30日（火）、5月1日（水）、5月2日（木）を振込指定日とする予約振込はできますか？

A 5 土曜日、日曜日、祝日を振込指定日とすることはできません。
ただし、「Q 4」の通り、ATMによる即時振込は可能です。

Q 6 10連休中に貸金庫は利用できますか？

A 6 **自動貸金庫**をご契約のお客さまは、ご利用いただけます。

※自動貸金庫以外の貸金庫は、窓口営業が休止となりますので、ご利用いただけません。

Q 7 10連休中の夜間金庫はできますか？

A 7 ご利用いただけます。

なお、夜間金庫入金袋の追加が必要な場合は、お取引店へお申し出ください。

※10連休により、専用の投函口（ポスト等）を仮設することはありませんのでご注意ください。

Q 8 10連休中に夜間金庫へ投函した場合、連休明けの5月7日（火）に入金されますか？

A 8 5月7日（火）の入金となります。状況によっては、**平時よりも入金処理に時間を要すること**も想定されます。

大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

Q9 4月27日（土）～5月6日（月）を満期日とした定期預金、定期積金は、どうなるのですか？

A9 満期日が休日の場合のお取扱いと同様になります。
解約や振替等のお手続きは、連休明けの5月7日（火）以降、お取引店へお申し出ください。

Q10 10連休前に新規で手続きしたキャッシュカードやインターネットバンキングのお客さまカードの到着には時間がかかりますか？

A10 10連休となることから、カードの発行までに日数が通常より多くかかります。大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

Q11 4月27日（土）～5月6日（月）を支払期日とした手形・小切手、でんさいの決済は、いつですか？

A11 連休明けの5月7日（火）となります。

Q12 5月7日（火）は、連休明けで金融機関の処理が遅れると思われませんが、毎月27日～6日が返済日となっている貸付の返済資金の入金が営業時間内に間に合わなかった場合、どうなるのでしょうか？

A12 返済資金は、当日中にご入金されれば、当日のお引落としとなります。
お振込みやATM等によるご入金が営業時間を過ぎても当日決済となります。
※平成30年10月9日からお振込みによる入金は、「24時間」、「365日」可能となっています。（当座預金を除く）

Q13 毎月27日～6日が自動引落日の口座振替は、いつ引落としされますか？

A13 5月7日（火）のお引落としとなります。
残高不足とならないように、事前のご入金をお願いします。
なお、「Q12」のように、お振込みやATM等によるご入金が営業時間を過ぎても当日のお引落としとなります。

Q14 4月末が納付期限である固定資産税・都市計画税等の納付期限はいつですか？

A14 5月7日（火）が納付期限となります。
したがって、自動振替を契約されているお客さまは、5月7日（火）にお引落としとなります。

Q15 投信自動積立の引落しは、どうなりますか？

A15 5月5日（日）は、10連休中となるため、引落指定日は、5月7日（火）となります。
残高不足とならないように、事前のご入金をお願いします。

Q16 源泉所得税の納付期限は、毎月10日ですが、平成31年4月分の納付期限も翌月10日でしょうか？

A16 10連休に伴う納付期限の延長はございませんので、令和元年5月10日（金）が納付期限になります。
連休明けから納付期限日まで短期間となっており、また、連休明けは、窓口の混雑も予想されますので、お早めにご準備いただきますようお願いいたします。

Q17 4月30日（火）、5月1日（水）、5月2日（木）に期日が到来する融資金はどうなりますか？

A17 4月30日（火）から5月2日（木）までの3日間は「休日」の扱いになりますので、お客さまのご融資金やお利息、割引料は次のとおり、お取扱いさせていただきます。

【商業手形・でんさい割引】

4月30日（火）から5月2日（木）の期間に期日が到来する場合、**5月7日（火）を支払期日としてお取扱いいたします。**これにともなう**割引料を追加で徴収することはありません。**

（例）手形・でんさい期日が4月30日である場合、5月1日（水）から5月7日（火）の期間の割引料が追加となることはございません。（ただし、不渡りの場合は手続きが必要となりますので、別途ご案内いたします。）

【手形貸付】

4月30日（火）から5月2日（木）の期間に期日、約定返済日、利息支払日が到来する手形貸付は、**5月7日（火）に読み替えてお取扱いいたします。**これにともなう**お利息を追加で徴収することはありません。**ただし、5月7日に、ご返済とならない場合は、5月7日までのお利息がかかり、以降ご返済となる日まで、ご返済金額に対して遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

（注）変更後の返済予定表等は事前に営業店からお渡しいたしますが、必要なお客さまは、窓口までお申し付けください。

【証書貸付】

4月30日（火）から5月2日（木）の期間に期日、約定返済日、利息支払日が到来する証書貸付は、ご契約の休日区分の取扱いに従って**「前営業日」（4月26日）または「翌営業日」（5月7日）に読み替えてお取扱いいたします。**

なお、4月26日や5月7日に、ご返済とならない場合は、以降ご返済となる日まで、ご返済金額に対して遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

（注）変更後の返済予定表等は事前に営業店からお渡しいたしますが、必要なお客さまは、窓口までお申し付けください。

【ローン（証書貸付タイプ）】

4月30日（火）から5月2日（木）の期間に期日、約定返済日、利息支払日が到来するローン（証書貸付タイプ）は**「翌営業日」（5月7日）に読み替えてお取扱いいたします。**原則として、元利金の支払額に変更はありません。な

お、5月7日に、ご返済とならない場合は、以降ご返済となる日まで、ご返済金額に対して遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

Q18 消費者ローンや住宅ローンの審査（事前含む）や問い合わせはどうしたらいいですか？

A18 金庫が休業となるため、10連休直前・期間中のインターネットおよびFAXによるお申込み案件やお問い合わせの回答は10連休後となり、通常よりもお時間をいただきます。